

和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例（昭和 40 年和歌山県条例第 31 号）別表工業港区の項建築物等の欄 4 に規定する知事が指定する事業については、以下のとおり指定したのでお知らせします。

平成 21 年 3 月 30 日

記

日本標準産業分類（平成 19 年総務省告示第 618 号）に定める電気・ガス・熱供給・水道業及び製造業（その製品の修理加工業を含む）

施行日 平成 21 年 4 月 1 日

参考 日本標準産業分類

（大分類—製造業）

09 食料品製造業
10 飲料・たばこ・飼料製造業
11 繊維工業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）
13 家具・装備品製造業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業
15 印刷・同関連業
16 化学工業
17 石油製品・石炭製品製造業
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19 ゴム製品製造業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業
21 窯業・土石製品製造業

22 鉄鋼業
23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業
30 情報通信機械器具製造業
31 輸送用機械器具製造業
32 その他の製造業

（大分類—電気・ガス・熱供給・水道業）

33 電気業
34 ガス業
35 熱供給業
36 水道業

お問い合わせ先

和歌山県県土整備部

港湾空港局港湾空港振興課港湾管理班

電話番号 073-441-3163

FAX 番号 073-433-4839